

衆議院文部科学委員会ニュース

平成 27. 4. 17 第 189 回国会第 5 号

4 月 17 日（金）、第 5 回の委員会が開かれました。

1 文部科学省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第14号）

- ・ 下村文部科学大臣、丹羽文部科学副大臣、山本文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・ 採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成一自民、民主、維新、公明、共産、社民）
- ・ 池田佳隆君外 5 名（自民、民主、維新、公明、共産、社民）から提出された附帯決議案について、菊田真紀子君（民主）から趣旨説明を聴取しました。
- ・ 採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。
（賛成一自民、民主、維新、公明、共産、社民）

（質疑者及び主な質疑内容）

中野洋昌君（公明）

- ・ スポーツ庁設置の意義、スポーツ庁における組織・人員の体制及び他の組織との連携の在り方を伺いたい。
- ・ スポーツ庁長官に求められる資質について、アスリート出身者の起用も一つの考え方と述べた大臣の認識について伺いたい。
- ・ 障害者スポーツの裾野拡大、部活動などの指導者の育成・資質の向上とスポーツを行う環境整備に向けた国の取組について伺いたい。

笠浩史君（民主）

- ・ 平成23年にスポーツ振興法を全部改正してスポーツ基本法を制定したことの意義と、国家戦略としてスポーツ施策を推進する際の顔となるスポーツ庁長官を民間から登用することについての見解を大臣に伺いたい。
- ・ 競技団体のガバナンス向上のための指導や小規模な団体に対する支援を国として行うことが重要であると考えるが、大臣の見解とスポーツ庁における体制を伺いたい。
- ・ 世界大会における日本代表選手の選考基準の透明性・公平性を確保するとともに、スポーツ紛争の迅速・円滑な解決に向けた取組を推進することが必要であると考えるが、大臣の所見を伺いたい。

菊田真紀子君（民主）

- ・ スポーツ庁に他省庁の業務や予算が移管されないことについて、スポーツ庁の創設はスポーツ関連施策の一元化が目的である旨述べていた大臣の認識を伺いたい。

- ・ スポーツ関連施策の司令塔となり他の組織との調整に当たるスポーツ庁長官への権限付与の在り方について大臣の見解を伺いたい。

初鹿明博君（維新）

- ・ ダンスやバレエなど、スポーツの範疇に含まれるか否かの判断が難しい競技が存在するが、スポーツとして捉える境界線について、丹羽文部科学副大臣の見解を伺いたい。
- ・ 学校における部活動の顧問教諭の負担が過大であるとの指摘を踏まえ、顧問教諭の休暇を確保するため、一定の指針を示すべきと考えるが、山本文部科学大臣政務官の見解を伺いたい。
- ・ 学校における部活動に外部の指導者を起用する場合には、顧問教諭と比較してスポーツ障害の予防を軽視するとの調査結果もあることから、外部指導者に日本体育協会公認のスポーツ指導者資格の取得を促す必要があると考えるが、山本文部科学大臣政務官の見解を伺いたい。
- ・ 学校体育及び部活動における死亡事故はなくすべきだと考えるが、武道必修化後の事故防止のための取組内容及び今後の安全対策について、大臣に伺いたい。

宮本岳志君（共産）

- ・ 本法律案により設置されるスポーツ庁は、ユネスコの体育およびスポーツに関する国際憲章やスポーツ基本法において要請されるスポーツ施設の整備において中心的役割を果たすべきと考えるが、大臣の見解を伺いたい。

- ・近年のスポーツ施設の減少傾向は、スポーツ施設の整備について規定したスポーツ基本法第12条の趣旨に反すると考えるが、大臣の見解を伺いたい。
- ・スポーツ基本法第10条において教育委員会に策定の努力義務が課されている地方スポーツ推進計画と、地方の公共スポーツ施設減少に繋がりがかねない総務省の公共施設等総合管理計画は、逆向きの政策であり、スポーツ庁がその調整を行うべきと考えるが、大臣の見解を伺いたい。

吉川 元君（社民）

- ・日本バスケットボール協会（JBA）が、昨年11月に国際バスケットボール連盟（FIBA）から無期限の資格停止処分を受けたことによる具体的な弊害について、文部科学省に伺いたい。
- ・JBAの組織改革のためにFIBAが設置した特別チームの作業状況及びJBAの資格停止処分の解除に向けた今後の見通しについて、文部科学省に伺いたい。
- ・スポーツ基本法第30条に規定される「スポーツ推進会議」は、これまで1回しか開催されていないと承知しているが、同会議の役割と、本法律案によりスポーツ庁が設置された後の同会議の位置付けについて、文部科学省に伺いたい。